

医療機関・薬局の間で電子的に処方箋のやり取りが行えるようになります

- 医師・歯科医師、薬剤師は、電子／紙の処方箋いずれの場合も、電子処方箋管理サービスにて重複投薬などがないかチェックした結果を参照し、処方・調剤内容を含む電子ファイルを同サービスに送信します。
- なお、患者が電子処方箋を選択した場合は、医師・歯科医師、薬剤師の電子署名が必要となります。

